

バリアフリー改修で固定資産税が減額されます

高齢者や障がい者の居住の安全性を高め、介助の容易性を向上させる改修工事（バリアフリー改修）をすると、翌年度の固定資産税が一部減額されます。

※工事費用が50万円を超えるなどの要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

○ 減額される税額

家屋(床面積 100㎡まで)の固定資産税額×3分の1

例① 床面積 90㎡、評価額 450万円の家屋の場合

$4,500,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 67,500 \text{ 円}$ (減額前の固定資産税額)

$67,500 \text{ 円} \times 1/3 = 22,500 \text{ 円}$ (減額される税額)

$67,500 \text{ 円} - 22,500 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$ (減額後の固定資産税額)

例② 床面積 150㎡、評価額 1,000万円の家屋の場合

$10,000,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 150,000 \text{ 円}$ (減額前の固定資産税額)

$150,000 \text{ 円} \times 100 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡} = 100,000 \text{ 円}$ (減額対象部分の税額)

$100,000 \text{ 円} \times 1/3 = 33,333 \text{ 円}$ (減額される税額)

$150,000 \text{ 円} - 33,333 \text{ 円} = 116,667 \text{ 円}$ (減額後の固定資産税額)

○ 減額される年度

令和6(2024)年3月31日までにバリアフリー改修工事が完了したものに付き翌年度分

○ 次の書類を添えて、工事完了日から3ヶ月以内に申告してください

ア) 「住宅の居住安全(バリアフリー)改修に伴う固定資産税減額申告書」

イ) 工事代金の領収書、工事明細書、改修前後の写真(※)

ウ) 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(高齢者の場合は必要なし)

エ) 補助金交付決定通知書などの確認書類(改修補助金を受けた場合)

オ) 理由書(申告が3ヶ月を超えた場合)

※上記イ)に代えて、建築士・登録住宅性能評価機関などが発行した増改築等工事証明書でも可



固定資産税減額の要件（バリアフリー改修）

- 1 新築された日から 10 年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）
改修後の床面積が 50 m²以上 280m²以下であること
- 2 次のいずれかに該当する方が居住している（倉吉市に住民登録がある）
・ 65 歳以上の方（工事完了の翌年 1 月 1 日時点）
・ 介護保険法上の要介護または要支援の認定を受けている方（介護保険法 19 条）
・ 障がい者（地方税法施行令 7 条）
- 3 令和 6（2024）年 3 月 31 日までに居住用部分に行った次の工事
 - (1) 通路または出入口の幅を拡げる工事
 - (2) 階段の設置または改良により勾配をゆるくする工事
 - (3) 浴室を改良する工事
 - ・ 浴室を拡げる工事
 - ・ またぎ高の低い浴槽に取り替える工事
 - ・ 固定式の移乗台や踏み台など、浴槽への出入りを容易にする設備の設置工事
 - ・ 身体を洗いやすくする水栓器具を設置または取替えの工事
 - (4) トイレを改良する工事
 - ・ トイレを拡げる工事
 - ・ 便器を洋式に取り替える工事
 - ・ 洋式便器の座高を高くする工事
 - (5) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などに手すりを取り付ける工事
 - (6) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床の段差を解消する工事
 - (7) 出入口の戸を改良する工事
 - ・ 開戸を、引戸や折戸などに取り替える工事
 - ・ 開戸のドアノブをレバーハンドルなどに取り替える工事
 - ・ 戸車など、開閉しやすくする器具を設置する工事
 - (8) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床を滑りにくいものに取り替える工事
- 4 補助金を除いた工事費が 50 万円を超えていること
- 5 固定資産税の耐震改修減額と重複していない
- 6 以前に、この減額を受けたことがない